

地方分権と三位一体の改革

国は、地方分権の一層の推進を図るため、国庫補助負担金の廃止・縮小、地方への税源移譲、地方交付税の見直しによる三位一体の改革を進めています。

国は、平成18年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するとしていますが、平成15年度末には借金（長期債務残高）が518兆円程度にまで膨らむと見込まれるなど、今日の国の厳しい財政状況下にあつては、予断ができません。

国を豊かにするには、それぞれの地域社会が豊かでなければなりません。そのためには、地方自治体には安定した行財政運営を可能にする税財源の確保が必要です。この観点から三位一体の構造改革については、地方の意見が反映するよう努めていくことが大切です。

また、その一方で私たちは、地方分権時代の基礎自治体のあり方を考えるとともに、行政改革を積極的に進めて行政コストの削減を図りながら、多様化する住民ニーズに応えるよう取り組むことも大切です。

今まで国が決めていたことを、これからは、市民のみなさんと相談し知恵を出し合い役割を分担しながら、協働でまちを運営していくことにならなくてはなりません。

地方分権という大きな流れの中、地域の資源を全ての市民の財産として共有し、活用することで、市民がいきいきと活動することができ、住むことに喜びを感じるまち。こつしたまちを実現するためには、市民との協働の取り組みが不可欠であり、そのための仕組みをつくる必要があります。

登別市は、これまでもまちが抱える課題や財政状況などについて、積極的に情報の提供や公表を行い、情報の共有化に努めながら、市民のみなさんや事業者との連携のもと、『共に担い合う市政』の推進を図ってきました。

ましたが、これからも、サービスのあり方について市民のみなさんと事業者が担う役割を高めるとともに、行政との連携をより一層強めていかなければなりません。

まちづくり基本条例の策定に向けた取り組み

市は、市民の積極的な参画と協働によるまちづくり（平成8年に市民参画のもとで策定された『登別市総合計画』の実現を目指すための取り組み）を進めるため、市民・事業者・行政がそれぞれ役割を分担し、協働して取り組むための基本となる仕組みを定める『（仮称）まちづくり基本条例』の検討を行っています。

まちづくり基本条例の内容については、現在、検討中ですが、一般的には

住民自治の基本理念・基本原則
市民の権利・責務
自治体の運営・活動に関する基本的事項
市民と行政によるまちづくりのための仕組み
などを定めるもので、『自治体の憲法』となるものです。

市は、このまちづくり基本条例の検討に当たっては、市民のみなさんと協働で作業を進めるため、昨年6月、公募で参加された市民26人と市内各部分から選出された市職員10人で構成する『登別市まちづくり基本条例検討委員会』を設置し、白紙の段階から作業を進めています。



これまで検討委員会では、4班のワーキンググループを編成し、条例のフレーム（骨格）づくりから条例の内容など、連夜に渡る会合を重ねては熱い議論を交わしています。

最終的な提言内容がどのようになるかについては、まだ、明らかではありませんが、平成16年の早い時期に具体的な提言があるものと考えています。

市としては、提言がありたい、これを基にして、条例案の確認を行い、市議会へ提出する準備に向けた事務を進めていきます。

検討委員会やワーキンググループについては公開としていますので、傍聴を希望される方は、開催日時などを市のホームページをご覧になるか、企画課へお問い合わせください。

検討委員会の会議録については、市役所・市民会館・各支所に備え置くとともに、市のホームページに掲載しています。

市民のみなさんのご意見を条例づくりに反映するため、備え付けの意見箱やファクス、手紙、Eメールなどでお寄せください。